

エルヴェシウスに対するルソーおよび ディドロの哲学・教育論争について

—フランス啓蒙思想における認識・道徳・能力の諸問題—

(その11)

永 冶 日 出 雄

Hideo NAGAYA

(教育学教室)

〔エルヴェシウスに対するルソーおよびディドロの哲学・教育論争について〕
—フランス啓蒙思想における認識・道徳・能力の諸問題—
(その1~その10)
『愛知教育大学研究報告(教育科学)』第25輯~第27輯,
第31輯~第37輯, 1976年~1978年, 1982年~1988年

IX エルヴェシウスに対するディドロの批判(下の七)

—財産の不平等と不平等是正の政策—

10. 『人間論』第六篇へのディドロの批判—財産の不平等と不平等是正の政策

経済活動の意義や経済的不平等の正否を近代の思想家がしばしば論じたことは言うまでもない。社会主義思想の系譜として十八世紀フランスにも財産の共有を主張するモレリーとマブリーが存在し、ケネーなど重農主義者の著述は経済学の歴史において画期的な地位を占めている。しかし、エルヴェシウスとディドロの著作では経済に関する論述は比較的短簡であり、道徳や教育や政治に関する論述ほど研究者の関心も惹かない。

とはいえ、エルヴェシウスの見解によれば、人間の労働と生産活動こそ道徳や教育や政治の主たる土台であって、政治改革の課題には経済的不平等の是正が含まれる。こうした経済生活の実態と不平等是正の政策についてはとりわけ『人間論』第六篇で論述された。ディドロによる反駁と対比しながら、経済問題に関するエルヴェシウスの主張を吟味していこう。

<資料31>

A. エルヴェシウス著『人間論』第六篇第五章

奢侈と節度

人間の社会という巣箱では、秩序と正義を維持し、悪徳と腐敗を遠ざけるため、すべての個人が等しく働き、等しく一般利益に寄与すること、また彼らの間で労働の成果が等しく分配されることが必要である。

財富や家柄の如何によって一切の勤めを免除される場合があるとしよう。巣箱には分裂と不幸が発生する。閑人はそこで死ぬほど退屈する。幸福ではないので、羨望に値しないのに、彼らは羨望的となる。とはいえ、閑暇は彼ら自身を消耗させ、一般の福祉を破壊するに至る。退屈した彼らはほかの蜂が運ぶ蜜を貪り、豊かではない働き手が閑人のため飢え死にする。⁽¹⁾

B. エルヴェシウス著『人間論』第六篇第八章

国民の増加によって惹起される利益の分裂

住民が増えた結果、ひとつの民族が複数の部分に分割され、一国のなかに富者、貧者、所有者、大商人、等々の階級が現れるに至るや、これら様々な国民各層が同一の利害を有することは不可能となる。無産者が多過ぎる状況こそ、いくつかの側面で国家の利益にもっとも反する。彼らはみな所有者への隠れた敵であり、圧制者は彼らに武器を与え、思うまま所有者に対抗できる。とはいえ、そうした状況は大商人の利益にももっとも合致する。無産者が多ければおおいほど、大商人は彼らの労働に僅かしか支払わぬ。したがって、大商人の利益はしばしば公益から背離する。さて、商業国では多くの場合大商人の団体が権勢を有する。こうした団体は無数の船員や職人や荷役人夫、かつまたあらゆる種類の労働者に指図を下す。反対にこれらの階層は財富として己れの腕しか持たず、労賃を呉れる人々のため、いつでも働けるよう用意している。(中略)

統治者として選ばれた人々はつぎのように感じる。国家の利益が無秩序な状態に陥れば、自分たちは日々独立性を強め、権力と財富を日々増大できる、と。また、どんな買手にも喜んで身を売る無産者は、莫大な富によって買収できる、と。そして、権力を一段と強化すれば、かならず新たな手段となり、より大きな奪取のため役立つ、と。⁽²⁾

C. ティドロ著『<人間論>への反駁』第六篇

第三章から第十八章まで総括的に

〔『人間論』121頁〕奢侈の問題を著者はあまりにも錯綜させており、論述を全部読んだあとでも、なんら明確な概念が得られない。

国民の各々が占める社会的な地位より上回るもの、そうした地位に欠かせない要件を超えるものすべてに、私は奢侈という名称を与える。(中略)

したがって、己れの財富を無分別に用いることから奢侈が生ずる。

どんな原因によってそうした無分別な使い方がなされるか。国民のひとりではなく、

国民全体について私は言う。

どんな原因によってか。富をあまりにも重視するからであり、財富の過度に不平等な分配がこれに関連している。

こうした場合社会はふたつ階級に分裂する。一方の階級は富裕な国民から成り、非常に狭小である。他方の階級は貧乏な国民から成り、きわめて多くの人々を包含する。

前者において奢侈とは富を誇示することである。後者において奢侈とは貧窮を覆い隠すことである。

このような誇示が過度になれば、富者を破滅に導く。だから、莫大な資産も滅多に永続しない。

このように覆い隠すことが、貧者の惨めさにますます輪をかける。

こうした種類の奢侈は習俗の頹廢、趣味の低落、あらゆる芸術の失墜を必然的に伴う。

愚劣な競争心に憑かれると、富者はいかなる無軌道にも走る。そして、貧者はいかなる卑劣さにも身を落す。

外見によって一切の地位が紛らわしくなる。外見を保つため、男も女も、身分の高い者も低い者も、種々様々な仕方て売春をする。赤貧だけが唯一の恥ずべき事柄になる。⁽³⁾

『人間論』のなかでも経済問題を論じた第六篇は比較的纏まりのある部分と言えるが、それでもかなり複雑な構成になっている。無知が人間の幸福や国家の安寧に役立つか、と同篇の初めで問質される。こうした主題は知識論か学問論の領域に属するであろう。そして、無知や誤解が甚大な社会的弊害をもたらす事例として、奢侈の問題が取り上げられる。とはいえ、〈資料31〉からも知られるとおり、エルヴェシウスは奢侈の是非よりも、むしろ経済的不平等の存在に深い関心を示している。『人間論』の結論によれば、奢侈の増大はそれ自体悪ではなく、財産の不平等を基盤とする場合にのみ、人民の困窮と国家の衰退へと導く。しかし、ディドロが指摘するとおり、こうした論述の構成がエルヴェシウスの真意を理解し難しくしていることは確かである。

いわゆる奢侈論は啓蒙の時代において活発に論議された問題であり、〈哲学者たち〉の間でもこれに関して様々な見解の相違が認められる。⁽⁴⁾ 奢侈の問題が関心を集めた背景としては、絶対君主を中心とする絢爛豪華な宮廷生活が一方にあり、ブルジョアジーの成長に伴う技術と産業の発展が他方に存在した。そして、ルソーなど〈哲学者たち〉の若干は支配層の贅沢を人民の貧窮との対比で考え、奢侈自体に敵意を示した。エルヴェシウスやディドロの思想においても奢侈論は経済的不平等の認識と密接に結びついている。彼らの著作を扱うにあたって、私たちはより特殊な問題、すなわち奢侈に関する論議をより一般的な問題、すなわち経済的不平等への対処に組み替えて吟味する必要がある。十八世紀フランスの経済思想のなかで奢侈論が重要な位置を占めたことは確かであるが、ディドロの主張自体もそうした論議に流され、本質的な事柄からとすれば逸れる。

『人間論』刊行の十五年前にエルヴェシウスは財産の不平等と人民の貧窮をすでに問題としている。そうした観点から『精神論』第一篇第三章には注目すべき論述が含まれる。ただし、この章でも主要な題目は知識論ないし学問論であるが、無知から生じる弊害の一

例として奢侈論が紹介され、産業の発展や経済的不平等に論が及ぶ。とはいえ、ここで綴られる現実認識こそ、エルヴェシウスの経済思想の基盤を示すものと考えられる。財産の不平等と階級への分裂、租税の増大や賃金の低下や農民の窮乏について彼は叙述する。

< 資料32 >

エルヴェシウス著『精神論』第一篇第三章

無 知

少数の人々の手に富が集まるにつれて、奢侈は肥大膨張する。そして、一国がふたつの階級に分裂し、一方では余剰が満ち溢れ、他方では生活必需品すら欠乏するとき、奢侈はついに最後の時点に到達する。

そうした時点にひとたび至れば、国情は苛酷かつ癒し難くなる。国民の財産に関してどのように平等を回復するか。富者は大きな領主権を買い取る。彼らは隣人の混乱につけ入り、僅かな間に無数の零細な地所を己れの領地へ取り込む。土地所有者が減少し、日雇農民が増加する。後者の数が増し、仕事の総量より働き手の人数が多くなると、日雇農民もあらゆる商品と同じ道程を辿り、ありふれたものになるほど、価値を下げる。そのうえ、富者は資力以上の奢侈を求めて、日給の金額を引き下げ、生きるため絶対に不可欠な給与しか支払わない。^{〔原註〕}種々の必要に迫られて日雇農民はそうした支払をも甘受する。病魔に襲われたり、家族が殖えて、滋養のある食物を十分に摂れないと、彼らは虚弱になるか、死の床につき、乞食の一家を祖国に遺していく。こうした不幸を防ぐには、新たに土地を分配する方策が必要であろう。だが、土地の分配はいつも不公平となり、是正も難しい。したがって、奢侈が一定の段階に達するや、国民の財産に関して平等を回復することが、明らかに不可能となる。このとき様々な享楽や種々の贅沢品に誘われて、富者と財富は大都市に赴く。このとき農村は荒れ果てて貧しく、七百万か八百万もの人々が悲惨な状態に置かれる。農村でも五千人か六千人が裕福に暮しているが、人々に嫌われることをしながら、そのくせより幸せとみずから感じていない。(中略)

各国の人口を調べよう。奢侈に浸る国は比較的住民が少ない。人口の密度においてスイスはスペインやフランス、かつまたイギリスにすら勝る。

これらの国々で人口が減少するのは、大規模な商工業が人間を必然的に食い尽くすからだけではない。奢侈も色々な形で同じ結果を産む。奢侈は財富を大都市に引き寄せて、農村を窮乏に曝し、専制的な権力を有利にして、その結果献納金を増大させる。また、富裕な民族においても奢侈のため借款が安易になされ、これを返済するにはどうしても人民に苛酷な税金を課すことが必要となる。人口を減少させるこれら様々な要因が、一国全体を悲惨に陥れ、国家の体制を必然的に揺がせる。奢侈に耽る民族はけっして剛健でありえない。そこでは柔弱な生活によってある人々は腑抜けとなり、ほかの人々は窮乏のため疲れ果てる。

^{〔原註〕} 賦役や年貢、そしてとりわけ人頭税によって農村が荒廃した、と大抵の人は信じる。それらがきわめて苛酷であることを、筆者も心底から認める。だが、租税を廃止するだけで、農民の状態がきわめて安楽になる、と考えてはな

らぬ。多くの地方では農民の日給として8スーが支払われる。だが、こうした8スーに関して教会への勤め、すなわち約90日の日曜と祭日、そして病気であるか、仕事がないか、賦役に狩り出されるかの約30日を除外すると、日給は実質6スーに止まる。それでも独身の間は衣食住を賄えると考えよう。だが、結婚するや、たちまち6スーでは足りなくなる。結婚直後の数年間妻は家事や育児に追われ、稼ぎに出られない。この場合人頭税、すなわち5フランか6フランが完全に免除されるとしよう。そうすれば一日につき4分の1スーは余分に使える。だが、4分の1スーで勿論状況は変わらない。それでは、農民を幸福にするため、なにを行うことが必要か。日給を大幅に引き上げることである。そしてまた、領主たちが自分の領地で常時暮すことが必要である。父祖の業を見倣い、領民の貢献に報いるよう数アルパンの土地を与えるがよい。土地所有者が徐々に増加し、日雇農民が減少するであろう。日雇農民が稀になれば、彼らの仕事に高い値段が付けられる。⁽⁵⁾

『精神論』の執筆に専念する以前の十三年間、すなわち1738年から1751年までエルヴェシウスは徴税総括請負人の職にあった。租税は国家財政の根幹であり、絶対王政のもとで約六十人が塩税、ブドウ酒税、タバコ税など間接税の取り立てを請け負う。こうした徴税総括請負人は苛酷な執行や莫大な収入によってしばしば怨嗟的となったが、国家の財源を増すため、産業の開発を奨励する役割を果たした。⁽⁶⁾

エルヴェシウスが高潔で寛仁な財務家であったことは、サン・ランベールによる小伝やルソーの評言をとおして伝えられている。とはいえ、徴税総括請負人の末裔A. ドラアントなど、これを疑問に付す文筆家も存在する。しかし、1968年にシャンパーニュ地方の中心ランスで古文書のなかからエルヴェシウスの地方巡察調書が発見された。この文書は472頁という膨大な長さ及び、管轄下の産業と経営の実態を詳細に報告したものにほかならぬ。発見されたのはシャンパーニュ地方における1783年の巡察調書、すなわち財務に登用された初年度の記録にすぎないが、エルヴェシウスがきわめて有能な財務家であったことを立証する。⁽⁷⁾

こうした巡察の途上でエルヴェシウスは産業の実態を仔細に観察し、人民の悲惨をたえず目撃したであろう。徴税総括請負人としての体験を考えると、『精神論』における経済問題の比重はあまりにも低い。しかし、〈資料32〉で語られる現実認識や『人間論』で提示される経済政策は、国家財政への関与という特異な経歴との係りで、あらためて評価することが必要と思われる。エルヴェシウスの論述をさらに辿ろう。

〈資料33〉

A. エルヴェシウス著『人間論』第六篇第九章

国富の過度に不平等な分配

民族がひとりの君主を受け入れたとしよう。おそらく君主は恣に租税を課し、一方の階級から他方の階級へ財貨を自在に持って行く。僅かな間に大国のあらゆる富が寵臣寵妃の手元へ集中するに違いない。(中略)

さきに筆者が論証したとおり、大半の国において奢侈は専制政治の急速かつ必然的な結果である。したがって、奢侈を敵視する人は専制政治に抗するがよい。結果を除去するには、原因を断ち切ることが必要である。是正する方策がこの領域にもあるとすれば、国法と行政を厳しく改めるほかない。

峻厳な道徳論者が租税について確固たる限度を定め、君主をも規制することが、君主自身の幸福のため、またその子孫の幸福のため必要である。越え難い障害として国法が君主の浪費を妨げるや、朝臣は己れの欲望や要求に制約を設ける。入手できるものしか、彼らは求めないようにならう。⁽⁸⁾

B. エルヴェシウス著『人間論』第六篇第十章

公民の間に財産の過度な不平等が生じる原因

賢明な国法によって統治される自由国では、特定の個人を富ませるため、国民を貧窮に陥れる権限など、なにびとも勿論有しない。とはいえ、こうした国でもすべての公民が同じ程度の財産を持つわけではない。財富の集中がそこでは比較的緩慢に行われる。だが、いつかはやはり集中する。

より勤勉な人がより多く稼ぎ、より儉約な人がより多く貯蓄すること、手中にした富をもとに彼らが新しい富を獲得することは当然である。また、大きな遺産を引き取る相続人も居る。船舶に巨額の資金を投下し、巨額の利益を得る大商人も居る。およそ商業が行われるところでは、貨幣が貨幣を呼ぶからである。したがって、貨幣の不平等な分配は一国のうちに貨幣を導入した必然的な結果である。⁽⁹⁾

C. エルヴェシウス著『人間論』第六篇第十一章

少数の人々の手に富があまりにも速く集中することを防ぐ方策

このような成果を挙げるのに、無数の方策が存在する。われらこそあらゆる国富の相続人である、と民族全体が宣言すること、ひとりの富豪が逝去したとき、莫大過ぎる彼の財産を多数の人々に分配することを、だれが妨害できよう。

ルッカ人を模範として、民族全体が公民の各々から財産に比例した税金をなぜ徴収しないのか、また、一定の農地、**アール以上を所有する場合、小作料と同等の税金を超過分に比例させてなぜ徴収しないのか。そうした国では莫大な所得など当然ありえない。⁽¹⁰⁾

D. ディドロ著『人間論』への反駁』第六篇第九章

〔『人間論』下巻102頁〕「しかし、財産の不平等を生じるほかの源泉もある。父親の勤労や節約が不平等であることから、財産の不平等は発生し、ときには父親が子どもに莫大な財産を遺す。この種の財産は正当なものである。だから、正義に則りつつ、所有という神聖な法を尊重しながら、こうした奢侈の原因を防止する方策を、私は知らない」

答えよう。防止する必要などまったくない、と。なぜなら、各人の勤労や仕事に比例した配分が行われれば、財産は正当に配分されたことになる。また、そうした不平等は有害な結果をなら生じない。金の重要性を軽減する方策——金の価値を下落さ

せる方策と筆者は言わない——が見出されれば、そうした不平等は公の福祉の基礎となる。このような方策としてひとつだけ私は知っている。あらゆる地位、あらゆる官職を登用試験に委ねることがそれである。

富裕な父親は息子に言う。「我が子よ。城、犬、女、馬、美味しい料理、芳醇なブドウ酒が欲しいだけなら、みな手の届くところにある。だが、社会でひとかどの人物になることを望むならば、成否はそなた自身に依存する。私の課題ではない。日夜勉勵し、自己を磨け。全財産を傾けても、そなたを門番にすることすら、私にはできない」

このとき教育は重大な性格を帯びる。このとき子どもは教育の重要性を十分に認識する。なぜなら、だれがフランスの大法官であるかを考えてみれば、指物師の息子や洋服屋の息子、さらには靴直しの息子すら、大法官に任命されることが予測できる。

登用試験を受ける者はみずからの品性と知恵に関して判断を下される。無知とともに悪徳もかならず不利な判定を招くので、廉直な人物と有能な人物ばかりが育つことになろう。(中略)

才能がより尊重され、貪欲さが減退し、教育の価値がより深く認識されるにつれて、財産の不平等もより小さくなる。これら望ましい成果が当然相互に繋り合う。

真に望ましい富とは、人生のあらゆる需要を充たす富、父親が子どもに優れた教師を授けられる程度の富だけである。⁽¹¹⁾

E. ディドロ著『〈人間論〉への反駁』第六篇第十一章

〔『人間論』下巻 105 頁〕財産の不平等を防止するため、著者が提案している方策に、私は嫌悪を感じる。それらは自由を妨げる。それらは勤労と商業をかならず害う。そして、公民に虚偽の精神を植えつける。己れの富を人目から隠し、思いどおりに使えるよう方策を練ることに、彼らはかならず心を奪われる。⁽¹²⁾

上記のとおり『人間論』第六篇第九章は経済的不平等と専制政治の関係を論じたものである。『〈人間論〉への反駁』では同章への論駁として最初に『人間論』からの引用が掲げられている。しかし、ここに紹介された文章、「しかし、財産の不平等を」より「私は知らない」までが、1773年刊の初版によってもラロッシュ編全集によっても『人間論』第六篇第九章には見当らず、前後の諸章にも含まれていない。その内容からして〈資料33〉のDは『人間論』第六篇の第十章および第十一章への反論と推察できる。

エルヴェシウスは経済的不平等の是正ないし抑制を念願とし、相続権の制限や累進課税の制定を具体的な政策としてまず提案する。彼が非難するのは、金権政治や拝金主義だけでない。蓄積された富が収奪の新たな手段になる、という洞察は資本の本質的な機能、さらにはいわゆる貨幣の物神性を感知したとも評価できる。

このような洞察に比較すると、ディドロの論駁は実際貧弱である。労働意欲を減退させるという理由で、彼は相続権の制限に反発し、あくまで労働に応じた分配を強調する。そして、ディドロは貧富の差を是正する方策として官職への登用試験を推奨する。不平等是正のためエルヴェシウスが政治的・法律的規制を説いたのに反し、ディドロはあくまで経済活動の自由を尊重し、心理的・教育的誘導を考えたと言えよう。

試験による人材の登用は開明的な政策のひとつとして『エカテリーナ二世のための覚書』

でも提唱された。しかし、宮廷貴族や専制君主の抑制には役立っても、そうした制度が経済的不平等の根本的な是正になることはありえない。階層移動の手段として教育の役割を重視する論述が、むしろここでは注目される。

< 資料34 >

A. エルヴェシウス著『人間論』第六篇第十二章

貨幣が流通していない国について

ある国で貨幣が価値を持たぬとしよう。どんな仕方でも商業を営むか。交換によってである。だが、交換には不便が付きまとう。売るものも買うものも数少く、贅沢品など扱われない。こうした国の住民は栄養のある食物と快適な衣服には不足しないが、フランスで奢侈と呼ばれるものを知らない。

とはいえ、貨幣と奢侈を知らぬ民族が富裕な民族に若干の点で勝りはしないか。勿論勝る。貨幣の価値を知らない国では、いかなる罪悪も惹起せず、そうした利点を導入できる。

貨幣を持たぬ民族は、開明的であるかぎり、圧制者を有しないのが普通である。運河も商業も大道もない王国で専制的な権力が確立することは難しい。多数の人々を買収し、掻き集めることが、国民全体を鉄鎖に繋ぐのに必要であるが、租税を自然の形態、つまり現物で徴収する君主にはほとんどそれができない。⁽¹³⁾

B. エルヴェシウス著『人間論』第六篇第十三章

貨幣が流通しない国々において、いかなる原理が徳を産み出すか。

いかなる政治のもとにせよ、徳を産むもっとも豊饒な原理は、社会に有益であるか有害であるかに応じて、各人の行為に厳正な褒賞や刑罰を授けるところにある。(中略)

貨幣が流通している国でそれが行われているか。否である。そこでは公衆が富の唯一の所有者ではなく、したがって褒賞の唯一の授与者でもない。貨幣を有する者は、だれでもそれを授与することができ、大抵は己れをもっとも悦ばせる人物にそれを授与する。そして、この種の人物がもっとも廉直な人物であるとはかぎらない。(中略)卑劣、策謀、内偵、等々の罪を持つ人々のもとに、しばしば富が積み重ねられる理由はここにある。また、貨幣という形態での褒賞が大抵は邪曲に対して与えられ、邪悪な人々を数多増殖する理由もここにある。そして、従来貨幣がつねに腐敗の源泉とみなされてきた理由もここにある。

だから、筆者はつぎのとおり認める。私が新しい植民地団の先頭に立って、新たな国の建設に着手するとすれば、そして同志たる移民の胸に榮譽への情熱か貨幣への情熱を、自在に燃え立たせることが可能だとすれば、彼らには榮譽への情熱を鼓吹すべきである。公の称讃を喚起し、そうした称讃に特典を付与することによって、すなわちこれら新しい国民に活動の原理を授けることによって、私は彼らをかならず徳へと導く。

貨幣が流通していない国で、秩序と調和を維持し、才能と徳を奨励し、邪悪を追放することはほど容易な業はない。揺ぎない法制、つまり優れたものとだれからも信頼さ

れ、国民をいつも幸福に安住させる法制を、確立する可能性すらそこでは期待できる。貨幣が流通している国では、こうした可能性も消え失せる。⁽¹⁴⁾

C. ディドロ著『〈人間論〉への反駁』第六篇第十二章

〔『人間論』下巻 102頁〕「貨幣を持たぬ民族は、開明的であるかぎり、圧制者を好まないのが普通である」

私もそれを信じる。しかし、生活に必要なものすべてが表される慣習的表象を持たないで、諸民族が易々と開明的になれるだろうか。こうした活動の原理を破壊すれば、一般的な低迷状態が明らかに発生する。学問と芸術の進歩、さらには人間精神の発展のため、そんな低迷状態が望ましいだろうか。たったいまジャン・ジャックに抗して君は知識を擁護した。そして、ここでは普遍的な無知に君は門戸を明ける。⁽¹⁵⁾

D. ディドロ著『〈人間論〉への反駁』第六篇第十三章

〔『人間論』下巻 111頁〕「貨幣を授与する者が、もっとも廉直な人物にそれを授与するとはかぎらない」

自分たちの金を海中に投げ棄てようと、すべての民族が挙って決心することなど、夢想するのも愚劣である。したがって、君主の意志による純粹で簡単な裁断があれば、ただちに定められる制度をとおして、自然的利点だけに富を引き戻すほうが、はるかに合理的である。優れた成果が明白に認められる場合にのみ、特殊な事例として運用されている法律を一般化することが課題となろう。我国の法学部ですべての教授職が登用試験に付されれば、才能ある人物だけがその地位を占めるようになる。⁽¹⁶⁾

経済問題に関するエルヴェシウスの提案は、財産への規制や税制の改変だけでなく、専制政治の打破から貨幣経済の廃止にまで拡がる。⁽¹⁷⁾ こうして彼は政治制度と経済制度の根本的な変革を主張するが、なかでも貨幣の廃棄という提案は産業や文明の発展に逆行するものとしてディドロから嘲笑される。とはいえ、モアからフリーエやオーエンに至るまで、社会主義思想にはしばしば貨幣廃止論が含まれる。私たちはこうした理論の非現実性を指弾するよりも、むしろ彼らの徹底した社会批判を評価すべきであろう。制限を付しながらも、エルヴェシウスは生活の基盤として個人の所有を肯定しており、社会主義の思想とは一線を画する。しかし、封建制度や絶対王政と対決したばかりでなく、浸透しつつある資本主義経済にも批判的であったことを、『人間論』の叙述は示している。⁽¹⁸⁾

ディドロの経済思想はケネーなど重農主義者の影響を受け、自由主義的な色彩が強いとされる。⁽¹⁹⁾ 女性の解放を論じた場合と同様に、ここでも彼は権力の介入と画一的な平等を警戒し、自由な営みや各人の主体性を力説する。こうした主張が資本主義の発展を背景とし、伸長しつつあるブルジョアジーを鼓舞することは明らかである。経済に関するエルヴェシウスとディドロの論議を吟味するとき、フランス啓蒙思想に相異なるふたつの潮流があることを痛感する。

とはいえ、たとえば『百科全書』の項目「人間」においてディドロは彼は財産の不平等を嘆き、国法による規制を求めている。また、彼の片腕ジョークールが執筆した項目「人民」には民衆の貧窮が痛切に語られている。さて、1954年ヴァンドゥール夫人稿本

群のなかから未完の著述『ガリアニ神父弁護』が発見された。この作品はディドロの晩年に執筆され、当時論議を呼んだ問題、小麦取引に関する政策を主題としている。ここではディドロと重農主義者の相違が鮮明となり、経済活動への社会的規制が公益という観点から強調される。彼の経済思想を把握するうえで、『ガリアニ神父弁護』はもっとも重要な史料であり、これによって従来看過された新たな側面が明らかとなった。⁽²⁰⁾

< 資料35 >

A. ディドロ「人間—政治的に」(『百科全書』第八巻)

商業の自由がなく、ある地方でときには豊饒が欠乏と同じくらい怖ろしい災害になる場合、行政は考えられる最悪の状態にある。(中略)

贅沢品の職人と召使の数を減らすことが必要である。職人を備わずに、贅沢品を作っても、利益のあげられる場合もある。召使を備って、出費を免れる場合はない。召使については租税を課し、農民の負担を軽減することが必要であろう。

国家の成員のなかで農民がもっとも疲れ果て、食物にもっとも恵まれぬとすれば、彼らはみずからの身分を嫌うか、消滅してしまう。安楽な暮しになれば、農民をやめてしまう、と彼らを評するのは、無知な人間か残酷な人間である。(中略)

純益が大きくて、平等に配分されればされるほど、行政は立派なものとなる。平等に配分される純益は、きわめて不平等に配分されたより大きな純益、すなわち国民をふたつの階級に分裂させて、一方にあり余る富で満ち、他方を悲惨のうちに死なせる純益より望ましいかもしれない。⁽²¹⁾

B. ディドロ『ガリアニ神父弁護』

自由で無制限な輸出を擁護するため、すぐに君は所有権の神聖さを説く。しかし、意見を求められれば、敢えて私は言う。そうした神聖さは美しい空語にすぎぬ、と。公の事柄、すなわち現実のものであれ、見せかけのものであれ、一般利益が問題となる場合、神聖な所有など存在するだろうか。火縄銃をとるようひとは私に命ずる。自由をひとは私から剥奪する。嫌疑をかけてひとは私を監禁する。私の畑をひとはふたつに分ける。私の家をひとは倒壊させる。左遷してひとは私を破滅させる。非道な税金でひとは私の財布を空にする。そして、愚劣な戦争によってひとは私の生命や財産を危険に晒す。君の麗しい頁をすべてユートピアに置けば、美事に映えるであろう。これまでとは大いに異なる内閣、主人、国法、政府、君主を見つけよ、と君は私たちに望むのか。(中略)

個人と個人の間において所有権は神聖である。神聖でなければ、社会が解体することは避けられぬ。個人と社会の関係では逆になる。というのは、所有権が神聖なものだとされれば、偉大な事業、有益な事業は社会でひとつもなされない。特定個人の所有は一般的な展望をいつも妨げ、社会を破滅へと導く。社会の繁栄、強化、安全にまさしく役立つ方策を、特定個人の所有権はいつも妨げるからである。⁽²²⁾

技術と産業の発展を念願し、経済活動の自由を説いたディドロが、こうしてエルヴェシ

ウスの経済政策に接近する。ただし、産業への社会的規制を肯定する側面が、『〈人間論〉への反駁』にはほとんど現れていない。

他方エルヴェシウスの思想にもブルジョアジーの経済活動を促進する側面が含まれる。生存の原理として欲望の充足と利益の追求を肯定する理論、公益を増進した人物に多大の褒賞を授けるべきだという主張ほど、利潤の獲得と資本の蓄積に腐心するブルジョアジーに好都合なものはない。実際その後の歴史において功利主義は資本家のもっとも一般的な哲学とされ、人民に対する収奪や富の不平等を正当化するものとなった。エルヴェシウスが貨幣の廃止をことさら力説し、功労者への褒賞として金銀ではなく、栄誉や特典を挙げたのは、自己の理論をみずから懸念したためとも解釈できる。

(昭和63年9月16日受理)

註

エルヴェシウスとディドロの著作に関して註では下記の略号を使用する。なお、すでに訳書がある場合も、本稿における引用はすべて筆者自身が訳出した。

DDE : Denis DIDEROT et Jean D'ALEMBERT, *Encyclopédie, ou dictionnaire raisonné des sciences, des arts et des métiers*, par une société des gens de lettres, Paris, Briasson, David, Le Breton et Durand, 1751-1765, 17 volumes.

DOA : Denis DIDEROT, *Oeuvres complètes*, éd. J. Assézat et M. Tourneux, Paris, Garnier Frères, 1875-1877, 20 volumes.

DOD : Denis DIDEROT, *Oeuvres complètes*, éd. H. Dieckmann, J. Fabre, J. Proust et J. Varloot, Paris, Hermann, 1975-, 19 volumes parus (sur 33).

DOL : Denis DIDEROT, *Oeuvres complètes*, éd. R. Lewinter, Paris, Le Club français du livre, 1969-1973, 15 volumes.

DRL : Denis DIDEROT, *Réfutation suivie de l'ouvrage d'Helvétius intitulé, l'Homme*. dans DOL, tome XI, pp.453-653.

HE1 : Claude-Adrien HELVETIUS, *De l'Esprit*, Paris, Durand, 1758.

HH1 : Claude-Adrien HELVETIUS, *De l'Homme, de ses facultés intellectuelles et de son éducation*, Londres, Société typographique, 1773, 2 volumes.

HOL : Claude-Adrien HELVETIUS, *Oeuvres complètes*, éd. L. La Roche, Paris, P. Didot l'aîné, 1795, 14 volumes. (Georg Olms Verlagsbuchhandlung, Hildsheim, 1967)

OHD : 小場瀬卓三, 平岡昇監修『ディドロ著作集』第1巻および第2巻, 法政大学出版局, 1976-1980年。

1) HH1, tome II, pp.134-135. cf. HOL, tome X, pp.34-36.

2) HH1, tome II, pp.152-154. cf. HOL, tome X, pp.55-58.

3) DRL, pp.609-610. cf. DOA, tome II, pp.414-415.

4) cf. 松平齊光「フランス啓蒙思想における〈奢侈〉の解釈について」東京都立大学人文学会『人文学報』No. 18 (1958). 1-43.

5) HE1, pp.19-22, 25-26. cf. HOL, tome I, pp.232-237, 247-250.

なお、この章の論述にはヒュームの経済理論からの影響が認められる。

安藤隆穂「啓蒙的社会的形成(下)」『経済科学』第34巻第2号(1986)。pp. 69-72.

6) アンシアン・レジームにおける財政と税制については下記の研究が参考になる。

森恒夫著『フランス資本主義と租税』東京大学出版会, 1967年。pp. 5-53.

七海吉郎「フランス絶対王政下の徴税請負制度」『専修大学論集』第1号(1952)。pp. 35-50.

Marcel MARION, *Histoire financière de France depuis 1715*, Paris, 1941. pp.1-62.

- 7) Jean François SAINT-LAMBERT, Essai sur la vie et les ouvrages d'Helvétius dans HOL, tome I, pp.24-28.

Adrien DELAHANTE, *Une Famille de finance*, Paris, 1881. tome I, pp.209-220.

Roland DESNE, Helvétius, fermier-général, dans *Französische Aufklärung und spanische Literatur*, Berlin, Akademie Verlag. pp.49-52.

Roland DESNE, La Tournée du fermier général Helvétius dans les Ardennes (1738). dans *Dix-huitième Siècle*, No. 3 (1971), pp.3-40.

発見された巡察調書の約3分の1をR. デスネは上記の論稿に転載している。

- 8) HH1, tome II, pp.160, 162-163. cf. HOL, tome X, pp.64-65, 67-68.
9) HH1, tome II, pp.164-165. cf. HOL, tome X, pp.69-70.
10) HH1, tome II, pp.165-166. cf. HOL, tome X, pp.70-71.

なお、『人間論』初版とラロッシュ編全集の間には第六篇の論述についてもかなりの相違があり、たとえば<資料33>のCに含まれる一文、「ルッカ人を」から「所得などありえない」までが後者では削除されている。

- 11) DRL, pp.612-613. cf. DOA, tome II, pp.417-418.

12) DRL, p.614. cf. DOA, tome II, p.419.

13) HH1, tome II, pp.168-169. cf. HOL, tome X, pp.72-73.

14) HH1, tome II, pp.173-176. cf. HOL, tome X, pp.76-80.

15) DRL, pp.614. cf. DOA, tome II, pp.419.

16) DRL, pp.615. cf. DOA, tome II, pp.419-420.

- 17) エルヴェシウスの経済思想を比較的詳しく論じたものとして、I. L. ホロヴィッツによる研究を挙げておく。

I.L. HOROWITZ, *Claude Helvétius, philosopher of democracy and enlightenment*, New York, Paine-Whitman Publishers, 1954. pp.121-136.

この書物でも科学的社会主義に達しないことが、啓蒙思想の限界とされているが、フランス革命以前の時点で経済制度の根本的な改革を主張していることを、むしろ評価すべきであろう。

なお、つぎの論文ではモンテスキュー、ディドロ、ルソーの理論との対比においてエルヴェシウスの経済思想が解明されている。

森村敏巳「<富と徳>あるいは<富と平等> — エルヴェシウスの平等思想」『一橋論叢』第100巻第1号(1988). pp. 153-171.

- 18) Kh. モンジャンによれば、エルヴェシウスの思想は十九世紀の社会主義者、サン・シモンやフーリエに深い影響を与えた。

Kh. MONDJIAN, *La Philosophie d'Helvétius*, traduit en français par M. Katsovitch, Moscou, Editions en Langues Etrangères, 1959. pp.383-400

なお、フランス十八世紀の社会主義を論じたリシュタンベルジェは、百科全書派との関連、とくにエルヴェシウスとの関連に注目している。

André LICHTENBERGER, *Le Socialisme au XVIIIe siècle, Etude sur les idées socialistes dans les écrivains français du XVIIIe siècle avant la révolution*, Paris, Félix Alcan, 1895. (Reprints of Economic Classics, New York, Augustus M. Kelley, 1967). pp.247-275.

アンドレ・リシュタンベルジェ著 野沢協訳『十八世紀社会主義』法政大学出版局, 1981年. pp. 212-236.

- 19) 『百科全書』の経済項目およびこの時期におけるディドロの経済思想に関してはつぎの書物を参照されたい。

Jacques PROUST, *Diderot et l'Encyclopédie*, Paris, Armand Colin, 1967. pp.494-502.

河野健二著『フランス革命とその思想』岩波書店, 1964年. pp. 62-111.

- 20) Chevalier de Lois JAUCOURT, Peuple. dans DDE, tome XII, pp.475–477.
また、『ガリアニ神父弁護』の意義およびディドロと重農主義の関係については
Ive BENOT, Un Inédit de Diderot. dans *La Pensée*, No. 33 (1954). pp.3–11.
Ellen Marie STRENSKI, Diderot, for and against the physiocrats. dans *Studies on Voltaire and the
eighteenth century*, volume LVII (1967), pp.1435–1455.
小場瀬卓三著『ディドロ研密』白水社, 1961年。上巻, pp. 228–232。
なお, ディドロの経済思想に関する論文が数少いことは, つぎの書誌からも察せられる。
Frederick A. SPEAR, *Bibliographie de Diderot, Répertoire analytique internationale*, Genève,
Librairie Droz, 1980. pp.468–469.
- 21) DIDEROT, Homme (Politique). dans DDE, tome VIII, p.278. cf. DOD, tome VII, pp.424–425.
OHD, 第2巻, pp.206–207.
- 22) DIDEROT, Apologie de l'abbé Galiani. dans DOL, tome VIII, pp.777–778.